

富士見市立第三・第五保育所統合整備事業
参加表明に関する質疑書に対する回答

令和8年7月17日
子ども未来部保育課

質疑事項	回答
P2.2 事業の概要(8) 「プロポーザルにおける提案価格は、令和10年2月の建物引渡しまでの間の物価上昇を見込んだ上で、提案すること」とありますが、中東情勢やナフサショックのような急激な高騰があった場合は、別途協議と考えてよろしいでしょうか。	特別な要因によるものについて、富士見市建設工事請負契約約款第26条第5項に基づき、協議とします。
P4.5 応募手続等のスケジュール 参加表明書の提出後に参加を辞退することになった場合、ペナルティが発生するのはどの段階からでしょうか。	参加表明提出以後、仮契約締結までに参加辞退しても、不利益な扱いはしません。
P6.7 契約 (1) 「契約の仕様書については、提案書等に基づき、市と優先交渉権者との協議により定める」とありますが、契約書のひな形をご教示ください。	契約書については、優先交渉権者決定後、作成、調整するため、現時点では未定です。
P8. 別表1. 契約締結リスク 事業者の責めによる契約締結の遅延、中止となった場合、事業者に対するペナルティについてはどのようなことが考えられるのか、ご教示ください。	仮契約締結以後、本契約締結までに事業者の責めによる契約締結の遅延、中止となった場合、富士見市の契約に係る入札参加停止等措置要綱に基づき、入札参加停止とすることが考えられます。
P8. 別表1. 不可抗力リスク 不可抗力リスクについて負担者は協議ということになっていますが、事業者側が責任を負うような不可抗力はどのようなことがあるのか、ご教示ください。	不可抗力による損害の取り扱いについて、富士見市建設工事請負契約約款第30条をご参照ください。
P9. 別表1. 工事遅延リスク 工事遅延リスクについて負担者は協議ということになっていますが、事業者に対するペナルティについてはどのようなことが考えられるのか、ご教示ください。	工事遅延による損害について、富士見市建設工事請負契約約款第54条に基づき、損害の賠償を請求することが考えられます。